

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 (k L)
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	53	37,572
	小 計 (A)	53	37,572
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	1,169	5,724
	航 路 標 識 等	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	3	314
	農 業 等	6,406	3,787
	林 業 等	11	420
	陶 磁 器 製 造 業	0	0
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	14	286
	生コンクリート製造業	0	0
	電 気 供 給 業	1	2,484
	地熱資源開発事業	0	0
	鉱物の採掘事業	29	3,393
	とび・土木工事業	9	733
	鉱さいバラス製造業	0	0
	化 学 工 業	0	0
	石油製品製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	6	465
	倉 庫 業	1	1
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	6	116
木 材 加 工 業	18	729	
木 材 市 場 業	4	67	
た い 肥 製 造 業	1	22	
索 道 事 業	8	213	
小 計 (B)	7,686	18,754	
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
合計 (A)+(B)+(C)+(D)		7,739	56,326

(注) 法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成29年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。